

長 建 協 発 第 4 2 号
平成 2 3 年 4 月 1 5 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに
関する特例について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、地震の揺れ及び津波によって多くの建物が損壊、倒壊しており、今後の復旧工事に当たっては、膨大な量のがれき撤去が必要となっております。

これらのがれきについては、建築物に用いられた断熱材やスレート板等に石綿が含まれている可能性があることから、がれき撤去に当たっては、石綿含有の可能性を前提として防護措置を講じることが重要であります。このため、石綿障害防止規則第 4 4 条の規定を踏まえ、被災地の屋外におけるがれきの撤去であっても、石綿から防護できる有効な呼吸用保護具を着用することが適当であります。

しかし、復旧工事を行う事業所が所定の要件を具備した呼吸用保護具を必要な数量確保できない事態が生じており、労働者の健康を守る観点から呼吸用保護具の確保を速やかに行う必要があります。

このため、今般、厚生労働省では、国家検定を取得していないものの、諸外国の一定規格に適合している防じんマスクについては、地域を限って呼吸用保護具として使用することを認めることといたしました。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ同省労働基準局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。